

監督責任にかかる最高裁判断と賠償責任保障

上席専門職 渡部 英洋

目 次

1. 親の監督責任を否定する最高裁判断の特殊性
2. 現代社会での損害賠償責任の傾向
3. 被害者救済のための保障の検討

1. 親の監督責任を否定する最高裁判断の特殊性

(1) 原則と例外を転換させた判決

既にマスコミ等でとり上げられているが、本年（平成27年）4月9日の最高裁判決について、監督責任にかかるこれまでの概念を覆す司法判断がなされたとする報道が多くみられる。

当該案件の事故が起きたのは平成16年2月で、当時11歳の少年が校庭でサッカーボールをゴールめがけて蹴ったところ、隣接する道路に飛び出し、バイクで通行中の当時80代の男性がこれを避けようとして転倒、骨折等により入院し、寝たきりとなり、約1年半後に誤嚥性肺炎により死亡したというものである（訴額は約5,000万円）。

従来、責任無能力者である子どもが起こした加害事故においては、ほぼ例外なく親の監督責任を認めてきた¹。被害者救済を重視する立場から、子どもと親権者を「一体」と捉え、親権者が民法714条の監督義務者に該当して賠償義務を負うのが原則であり、監督義務

を怠らなかった等の場合のみ、例外的に責任を負わないとしてきた。しかし、今回の判決は、その原則と例外を逆にしたものとなっている。

すなわち、通常、危険ではない行為によって偶然生じた事故に関しては、原則、監督責任を負わず、ただし、親が具体的に予見可能な特別な事情がある場合は責任を負うとした。サッカーボールをゴールに向かって蹴る行為は通常は危険な行為でなく、指導監督を尽くしていなかったとすべきでないとして、遺族側からの監督義務にかかる損害賠償請求を棄却したものである。

(2) 他の案件への影響

今回の判決は、これまでほぼ無条件で認められてきた監督責任にかかる司法判断の転換であり、他の案件にも影響があるとの指摘が多い。

注目されるのが、認知症患者が徘徊し、列車にはねられ死亡した事故で、一・二審とも介護する家族に監督責任を認定、列車遅延等による損害額の賠償を命じ、現在上告中の案件²

1 代表的な例としては、小学4年生がキャッチボールをしていて投げた球が近くにいた別の男児に当たって死亡し、仙台地裁が両親に約6,000万円の支払いを命じた。また、小学5年生の自転車に衝突され重傷を負った事故では、神戸地裁が親に約9,500万円の支払いを命じている。このように監督責任がほぼ無条件で認められており、今回も一・二審ともこれに追随している。

2 事案概要と第二審判決の要点は、「今日的リスクにおける責任保障の課題—認知症徘徊事故をはじめとして—」（『共済総合研究』Vol. 69（2014年9月））に記した。

(参考) 民法における責任能力および監督義務者等の責任にかかる規定

(責任能力)

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

(責任無能力者の監督義務者等の責任)

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

である。具体的な事故の予見可能性がなければ監督責任は認められないという今回の最高裁判決を踏まえ、介護者側の現状・負担を考慮すれば、線路内への侵入までも予見し、監督することを要求するのは酷であるとの判断がなされるのではないかとの見方である。

監督責任規定の本来の目的は「被害者救済」にあり、従来、原則認められてきた理由もこの点にある。今回の最高裁判決では、具体的な事故の予見可能性を主たる要素として挙げているが、現実には、この本来の被害者救済の実現を念頭に、個別の事案ごとに様々な要素を考慮しての判断となると考えられる。認知症徘徊事故の二審判決でも、「公平な損害の分担」という表現を頻繁に用い、認知症患者の妻に損害額の半額の賠償を命じている。

(3) 監督責任の判断要素

認知症徘徊事故の二審判決でも挙げられているが、例えば次のような要素が、今後の監督責任にかかる個別案件での判断にあたって、考慮されると考えられる。

① 当事者相互の社会的な関係（保護される

べき立場はどちらか）

- ② 加害行為の社会的許容度（極端な例としては悪意性（子どもの場合はいたずら）の有無等）
- ③ 一般通念上の被害者救済の合理性（救済されるべきか）

- ④ 事故の未然防止・安全確保の実現可能性と社会的必要度
- ⑤ リスク発生の事前の認識度（複雑化する現代の共生社会でのリスクの不可避性について）

また、現実の賠償の実行可能性を考慮するうえでは、

- ⑥ 損害額水準とその妥当性および加害者側の賠償資力
- などの事情を勘案の上、賠償責任の有無が判断されると考えられる。

認知症徘徊事故においては、被害者側がJR東海という大企業であることから、①・③の救済の必要度が必ずしも高いとはいはず、④の線路内侵入を防止（監視）する措置が求められるとともに、認知症患者の自宅介護という厳しい実情から、②・⑤により患者家族側

の賠償責任は軽減の余地があると考えられる。一方で、介護者側として、④の未然防止義務（徘徊を防ぐ）は一定程度求められるとともに、高額の遺産を相続している点から、⑥の賠償資力が家族に備わっていること等が考慮され、高裁判決の論拠となっていると考えられる。特に、ボールを蹴ることに関しての親の監督責任に比べ、認知症徘徊を防ぐ監督義務はより強く求められる合理性はあろう。被害者はJR東海のような大企業ばかりでなく、一般個人のケースもあり得ることを考慮すれば尚更である。

(4) 被害者救済概念と共生社会のバランスによる個別判断

今回の最高裁判決に関しては、そもそもボールを蹴り出したことと死亡との相当因果関係自体にも疑義があったものの、下級審で相当因果関係が肯定されたため、監督責任のみが議論となっていた中での判決でもあり、監督責任概念が転換したと一般化できるかは議論の余地がある。

しかしながら、昨今、被害者救済の傾向が強まっている反面、個々の事例によっては、経済活動の複雑化を反映するとともに、子ども、障がい者、高齢者等との共生社会において、加害行為の許容度が高まり、柔軟に配慮されるケースが今後増加する可能性は十分あるといえよう。

2. 現代社会での損害賠償責任の傾向

(1) 重視される安全性確保

現代社会においては、経済活動の高度化・複雑化に対応し、安全性の確保が重視されてきている。最も顕著な例は製造物責任法にみられる消費者保護の流れであり、製造物の安

全性が高まるとともに、使用する側も事業者を信頼し、注意散漫になるとともに、大雑把な使い方をするようになる。そのことが事故の原因につながり、事故が発生した場合には基本的にリスク創出主体である事業者側に責任が帰せられる傾向が強まり、安全性確保がますます求められるという循環を生み出している。

また、このような安全確保義務の厳格化の趣旨に沿う形で、土地工作物責任や国家賠償責任の拡大傾向が顕著となっており、施設・营造物の瑕疵に伴う賠償責任が広く認められるようになっているのが昨今の判例の特徴である。

(2) 今後の被害防止・賠償責任追及の視点

このような安全性確保重視により被害者救済を優先することが判例の傾向となっているにもかかわらず、今回の最高裁判決のように、事業者以外の「個人」の活動に関しては事故防止に限界があり、責任免除される傾向が強まってくるのであれば、結果的に個人が加害者である場合の被害者は救済されないことになってくる。

その場合の救済手段としてどのような方向性が考えられるかであるが、個人の行為が被害者を生じさせないような（事故を招かないような）インフラ整備の充実の必要性とそれを怠ることへのペナルティとしての負担の加重という視点も考えられる。この場合、上記のように、工作物責任や国家賠償法（公営物の設置瑕疵等）による責任追及が効果的に使われており、その領域を中心にして、安全性確保義務の観点から賠償責任追及が有効となるという見方もあり得よう。

例えば今回の最高裁判決の事例では、蹴つ

たボールが事故を引き起こさないよう、サッカーゴールの設置場所の工夫や学校敷地周囲のフェンスの設置の徹底が求められるようになることが考えられる³。また、認知症徘徊事故のケースでは、線路内への侵入防止対策を徹底し、カメラ設置による監視（介護側も含む）も行うなど、様々な事態を想定した事前の対策の一層の厳格化が考えられよう。

社会構造の複雑化や人間活動・階層の多様化を反映し、様々なリスクが想定される中で、個人一人ひとりの安全確保意識の徹底と合わせて、（ある意味では、監視社会化するような側面も否定できないものの）共生社会に相応しい、より一層安全な生活環境構築が望まれるようになってくると考えられる。

3. 被害者救済のための保障の検討

(1) 損害賠償責任の不確定性への対応

損害賠償請求の確定には、特に訴訟提起・判決に至る場合など、多大な時間・費用負担を要するのが通常であり、今回の最高裁判決での事故においても、事故日から11年以上を要し（少年は成人となり）、被害者遺族側は救済が得られなかつたことになる。

特に日常活動における責任無能力者と監督責任に関しては、賠償責任概念が定着している自動車事故分野と異なり、長期化が顕著であり、損害の救済に支障をきたしている。今後も同様の案件の増加が見込まれる中で、早期救済等の視点から、「今日的リスクにおける責任保障の課題」（『共済総合研究』Vol. 69（2014年9月））において、“自己のための損

害補てん型保障”の普及を一試論として提起した⁴。被害者保護が重視される流れが続いてきた中での今回の最高裁判決であり、益々、賠償責任の不確定性が高まったと言え、早期救済の手立てが求められよう。

安全性確保措置等が十分に浸透すれば、新たな保障体系の構築は不要となるが、個人の日常生活にまつわる事故の未然防止に関しては限界がある。

(2) 現行体系を前提とした保障

仮に(1)のような抜本的な保障体系の構築が難しく、現行の保障体系を踏襲するのであれば、当面は自己のための傷害（定額）保障を一層普及させることも考えられる。また、賠償責任保障を重視するのであれば、工作物責任等についての保障をより普及させることと併せ、早期に被害者を救済する視点で、賠償責任の有無に関係なく、被害者の損害に充当する支払いを行い、責任が確定した時点で賠償額との精算払いを行う方式等も考えられよう。

例えば、労災上乗せ保障や火災保障分野の一部等では、賠償責任が生じない場合（部分）であっても、他者の損害（受傷・類焼等）に対して（予め取り交わされた法定外労働災害補償規定等によって）保障する制度が設けられているが、賠償責任の有無や賠償額について流動的要素の多い個人賠償責任保障等の分野では検討する意義があると考えられる。

この場合に、賠償責任の過剰認定が生じないよう、保障額について、賠償責任が生じる場合の額を上限とする等の対策は必要であり、

3 第一审において、施設所有者である学校側（市）も補助参加しているが、原告側は市の設置瑕疵に対して主な争点とはせず、最高裁では監督責任に絞られた。

4 迅速な被害者救済に加えて、損害賠償責任の過度な認定のバイアスを回避するとともに、共生社会での相互に支え合う理念に相応しい保障体系として“自己のための損害補てん型保障”を提起した。

保険料（掛金）負担の問題等の解決も前提となる。

例えば、認知症徘徊の問題に関して言えば、自宅介護を行うにあたって様々なリスク・カバーニーズが想定される。認知症介護の社会費用全体に占める「家族介護分」が4割を超すとの調査結果⁵も出されている。皆保険である公的介護保険は財源面で給付上の制約があり、自宅介護者向けに、個々の掛金負担能力に応じた自宅介護における上乗せ・付随費用や突発性事故についての補てん制度は有効であろう。

共生社会で今後必然的に生じてくる諸リスクに対し、総合的な救済のあり方がどうあるべきか、社会保障システムをどうしていくのが効率的なのか、望ましいのかを十分踏まえながら、その一環として民間での保障体系の検討を進めていくことが重要となろう。

(2015年5月29日 記)

5 厚生労働省認知症対策総合研究事業研究班（代表・佐渡充洋慶応大助教）5月29日発表